

社会参加の促進

外出支援助成券（バス・タクシー券等）の交付 **身** **知** **精**

バス・電車共通カード、タクシー利用券等6種類のうち、希望する1種類を交付します。

●対象者

毎年度4月1日から交付申請時まで継続して市内に住所を有し、前年度（令和4年度）の自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人のうち、以下のいずれかの手帳を持っている人。

- ・身体障害者手帳：1級～4級
- ・療育手帳：A1～B1
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級～2級

●券種（選択制）

- (1) 遠州鉄道バス・電車共通カード（ナイスパス）
- (2) タクシー利用券
- (3) 天竜浜名湖鉄道乗車券
- (4) 地域バス乗車券
- (5) ガソリン券（春野町、佐久間町、水窪町、龍山町、旧天竜市及び旧引佐町の一部地域のみ）
- (6) 鍼灸マッサージ券

●金額

7,000円分

●持ち物

- ・外出支援助成券交付申請書
- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）※お持ちの全ての手帳
- ・認め印（署名又は押印済であれば必要ありません。）
- ・遠州鉄道ナイスパスカード（ピンク色）※お持ちの人のみ。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

視覚障害者等の外出応援タクシー利用券の交付 **身** **知** **精**

対象者は、外出支援助成券と重複して申請することができます。リフト付福祉タクシーの運賃助成と重複しての申請はできません。

●対象者

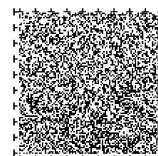
毎年度4月1日から交付申請時まで継続して市内に住所を有し、前年度（令和4年度）の自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人のうち、以下の身体障害者手帳の障害種別に該当する人。

- ・視覚障害：1級または2級【各部位単独で1級または2級】
- ・肢体不自由：1級【各部位単独で1級】

●金額 20,000円分

●持ち物 視覚障害者等外出応援事業交付申請書、障害者手帳、認め印

●窓口 各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



障害者施設通所に対する交通費の一部を助成します。

●対象者

以下の（１）または（２）に該当し、

（１）以下のいずれかの手帳を持っている人

- ・身体障害者手帳：５級～６級
- ・療育手帳：Ｂ２～Ｂ３
- ・精神障害者保健福祉手帳：３級

（２）自動車税等の減免を受けているため、外出支援助成券の交付対象から外れた人かつ、以下の（３）～（５）のいずれにも該当する人となります。

- （３）毎年度４月１日から申請日まで継続して市内に住所を有し、申請した人
- （４）生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、地域活動支援センターに通所している人
- （５）バス、電車にて通所している人

※ただし、以下の人は対象となりません。

- ・外出支援事業のバス・タクシー券等の交付を受けている人
- ・通所事業所より通勤手当の支給を受けている人
- ・通所事業所より自宅と施設間の送迎サービスを受けている人
- ・生活保護法により通所に対する移送費が支給されている人

●助成金の支給

年間７，０００円を上限

※通所に要する交通費のうち、居住地と通所事業所との間で実際に通所した回数により、年間７，０００円を上限に助成します。

●手続きに必要なもの

以下のものを揃えて窓口まで提出してください。

- （１）申請書・通所証明（通所事業所の証明があるもの）
- （２）通所確認台帳
- （３）請求書（申請者名義の金融機関の預金通帳の写し）

※申請、請求は年２回、以下のとおりです。

申請の対象期間	申請書等の提出期限
４月１日から９月３０日までの通所分	１０月１５日まで
１０月１日から３月３１日までの通所分	４月１５日まで

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

